

=お知らせ=

春の全国交通安全運動について

平成27年5月11日（月）から20日（水）までの10日間「春の全国交通安全運動」が実施されます。つきましては、各事業所におかれましても交通事故防止の徹底が図られますようご協力をお願いいたします。

[期間]

平成27年5月11日（月）～20日（水）
<交通事故死ゼロを目指す日 平成27年5月20日（水）>

[運動のスローガン]

心地好い 交通マナーが 照らす未来（あす）

[全国交通安全運動の基本・重点]

1. 運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

2. 運動の重点

- (1) 自転車の安全利用の推進（自転車安全利用五則の周知徹底）
- (2) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (3) 飲酒運転の根絶
- (4) 二輪車の交通事故防止（本県の重点）

通常総会・総代会を開催します

平成27年度(一社)山梨県自動車整備振興会通常総会、山梨県自動車整備商工組合通常総代会並びに山梨県自動車整備政治連盟通常総会を開催致しますので、会員並びに総代・代議員の皆様のご出席をお願い致します。

また、当日は総会に先がけ、(一社)山梨県自動車整備振興会長表彰等各種表彰式を挙行致します。

- ◇ 日 時 5月30日(土) 13:00～
- ◇ 場 所 (一社)山梨県自動車整備振興会 大講堂

検査コースの閉鎖について

日頃検査業務にご協力して頂きありがとうございます。

検査機器の定期点検及び定期校正を行うため、下記の通り検査コースを閉鎖いたします。

皆様のご理解、ご協力をお願ひいたします。

記

定期点検

5月 12日 (火)

午前 5コース

午後 3コース

5月 13日 (水)

4コース

5月 20日 (水)

2コース 傾斜角測定機

校 正

6月 8日 (月)

午後 5コース

6月 9日 (火)

午前 2コース

午後 3コース

6月 10日 (水)

午前 4コース

自動車検査独立行政法人
関東検査部 山梨事務所

【軽自動車検査協会からのお知らせ】

検査コースの閉鎖について

平素は当協会の検査業務に対し御理解と御協力有難う御座います。

当協会の検査機器の校正実施に伴い、下記のとおり検査コースを閉鎖しますのでよろしくお願ひします。

6月12日（金）13：00～17：00

実施コース 第2コース

軽自動車検査協会 山梨事務所長

騒音計の検定について（指定工場の皆様へ）

標記検定が下記により実施されます。

指定整備工場においては、騒音計有効期間（5年間）の確認を行い、該当する場合は必ず検定を受けられますようお知らせいたします。

検定の有効期限を越えてしまふと、指定整備が行えませんのでご注意下さい。また、振興会でのお預かりもできませんのでご了承ください。

記

1. 日 時 平成27年5月28日（木）10：00～15：00
(受付 10:00～14:00)
2. 場 所 (一社)山梨県自動車整備振興会 実習場
3. 実施者 (一財)日本品質保証機構 計量計測センター
TEL 03-3416-5562
4. 検定料 18,300円

騒音計の裏側の有効期限を必ず確認してください。



山梨運輸支局からのお知らせ

平成27年度税制改正により、5月1日より一部の自動車については、「エコカー減税対象」から「エコカー減税対象外」となり、自動車重量税額が、**減税対象から除外される自動車**がありますので、ご注意ください。

※ 自動車検査証の備考欄を確認していただき、次のいずれかに当てはまるものは、エコカー以外の税額となります。

- ①平成27年度燃費基準達成車 「〇〇%」表示未記載のもの
②平成22年度燃費基準 「25%」以下のもの

番号	自動車検査証										平成 24年 5月 16日	山梨運輸支局長
自動車登録番号又は車両番号 山梨 500 [REDACTED]		登録年月日/交付年月日 平成 24年 5月 16日	初度登録年月 平成 24年 5月	自動車の種別 小型	用途 乗用	自家用・事業用の別 自家用	車体の形状					
				乗車定員 5人	最大積載量 [001]	箱型	車両重量 1040kg	車両総重量 1315kg				
車台番号 [REDACTED]		[131]			長さ 371cm	幅 162cm	高さ 176cm	前前輪重 630kg	前後輪重 -kg	後前輪重 -kg	後後輪重 410kg	
型式 [REDACTED]		原動機の型式 [REDACTED]			燃料の種類 ガソリン			型式指定番号 [REDACTED]			類別区分番号 [REDACTED]	
所有者の氏名又は名称 [REDACTED]												
所有者の住所 [REDACTED]												
使用者の氏名又は名称 ***												
使用者の住所 ***												
使用の本拠の位置 ***												
有効期間の満了する日 平成 27年 5月 15日												
備考 <p>「山梨」、新規登録 自動車重量税額　￥11,200 本則税率適用 「24年度税制」平成24年5月16日 新規登録 50%減税措置 適用</p> <p>平成27年度燃費基準達成車 平成22年度燃費基準25%向上達成車 平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制値 マフラー一加速騒音規制適用車</p> <p>以上全文</p>												
備考欄の確認をお願いします。												

備考欄の確認をお願いします。

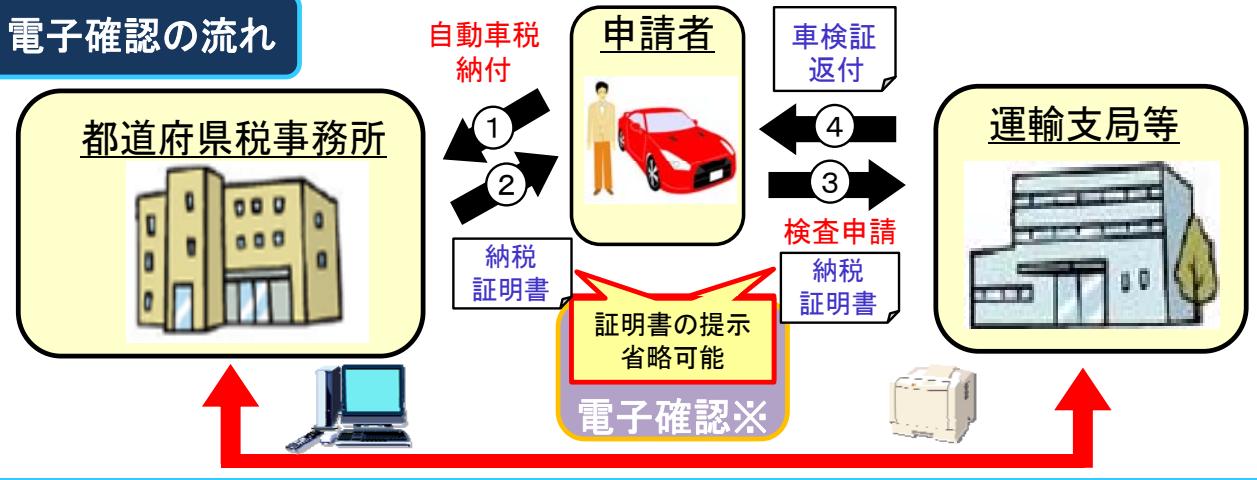
自動車関係税制について（エコカー減税等）

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000028.html

山梨運輸支局からのお知らせ

平成27年4月1日から自動車税の納付確認方法が一部変わりました。

電子確認の流れ



以下に該当する際は、納税証明書等の提示がない場合には車検証の返付を受けることができませんのでご注意下さい。

※ 電子確認ができない例 → 納税証明書等が必要になります

- (1) 小型二輪自動車（市区町村税）
- (2) 電子確認に対応していない府県の管轄の自動車（以下、平成27年4月時点）
長野県、富山県、福井県、岐阜県、三重県、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県
- (3) 年度途中に電子確認に対応していない(2)の府県から対応している都道府県へ管轄変更した自動車
- (4) 年度途中に新規登録を行い、当年度中に番号変更をした自動車
- (5) 職権打刻した車台番号が都道府県の税情報に反映されていない自動車
- (6) 金融機関等において自動車税を支払って間もない自動車
(支払いを行ってから電子確認に対応するまで最長15日程度かかる場合があります)
- (7) 青森県と秋田県へ転入・転出した場合や自動車登録番号を変更した場合の5月31日から6月30日までの特殊な場合

スムーズな申請のため、申請車両の納税証明書の持参をお願いします！
自動車税の納付状況については、自動車税センターまでご確認ください。

道路運送車両法第97条の2第1項に基づき、継続検査、構造等変更検査受検の際、納税証明書等の提示が義務付けられていますが、一部の車両を除き、運輸支局において自動車税の納付状況を電子的に確認できるようになりました。



国土交通省 関東運輸局 山梨運輸支局

分解整備事業事業者の回送運行許可について

関東運輸局

平成27年3月30日、道路運送車両法施行規則が改正され、回送運行許可を受けられる者として自動車の分解整備を業とする者が追加されました。

回送運行制度の概要

自動車のメーカー・ディーラーなど、生産過程や流通過程の自動車を反復継続的に業として回送する者が地方運輸局長の許可を受け、許可証とナンバープレートを取り付けることにより特例的に検査・登録を受けていない自動車を回送の目的に従って運行させることができる制度。

許可基準

- 車検のために自ら分解整備した自動車の台数 申請日前6ヶ月間ににおいて、月平均20台以上
※ 新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査のため自ら分解整備した自動車
- 臨時運行許可に基づく運行実績 申請日前1年間に7台以上
※ 臨時運行の目的が、車検のために自ら分解整備しようとする自動車の引き取り、車検のために自ら分解整備した自動車の引き渡し及び自ら分解整備した自動車の車検のための車検場までの回送に限ります。
- 申請日前2年間及び許可申請から許可を受けるまで自動車整備事業に関して不利益処分(行政処分)を受けていないこと

回送ナンバーを使用できる目的

- 車検のために自ら分解整備しようとする自動車の引き取りのための回送
- 車検のために自ら分解整備した自動車の引き渡しのための回送
- 自ら分解整備した自動車の車検のため車検場までの回送

許可期間等

- 回送運行許可の期間:5年を超えない期間
- 回送運行許可証の期間:1年を超えない期間
- 回送ナンバーの貸与を受ける手数料:2,050円／月

回送ナンバーの貸与基準

- 事業場(営業所)毎に 一枚(組)
※ 上記許可基準を充足している事業場(営業所)
が対象になります。

許可申請に必要な書類

※申請書の様式等については、運輸支局等にお問い合わせ下さい。

- ① 申請書(第1号様式)
- ② 登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)(申請日前3ヶ月以内に発行されたもの)
- ③ 運転者等に対する法令関係研修計画(第3号様式)
- ④ 社内取扱内規
「標準取扱内規」を参考に、許可証・ナンバーの管理、使用方法等を規定する内規を制定します。
- ⑤ 管理責任者の配置計画(第4号様式)
許可証・ナンバーの管理、運転者に対する研修等を行う責任者を選任します。
- ⑥ 分解整備を業とすること・分解整備の実績等を証する書面(第9号様式又は第14号様式)
第14号様式の場合には、分解整備事業の認証書又は指定書の写しが必要になります。
また、分解整備の実績等を証する書面が必要になります。
複数の営業所(事業場)を申請する場合は、営業所ごとの書面が必要です。
- ⑦ 写真
事業場(営業所)の外観、内部、許可証及びナンバーの保管場所(施錠可能な書庫等)を撮影したものを添付して下さい。
- ⑧ 営業所の案内図・平面図
既存の地図の写しに、事業場(営業所)の位置を示したもの、営業所の平面図(許可証・ナンバー保管庫の所在を明示したもの)を添付して下さい。

平成27年度マイカ一点検キャンペーン・スローガンの決定について

日整連では標記キャンペーンのスローガンを募集しました。全国から4,800通の応募があり、厳選なる審査を行った結果、下記のスローガンが平成27年度のキャンペーン・スローガンとして決定しましたのでお知らせいたします。

《スローガン》

『要チェック 今日の天気と マイカ一点検』

『不正改造車を排除する運動』について

—6月1日～6月30日の1ヶ月間は「不正改造車排除強化月間」—

「不正改造車を排除する運動」の実施に関する国土交通省通達をお知らせ致します。平成27年度においても、全国的に不正改造車の排除のための諸活動にお一層強力に取り組むよう本運動の趣旨・実施事項等を踏まえご協力をお願いします。

なお、本運動のポスターと不正改造車排除マニュアルを会員の皆様に配布いたしますのでご活用下さい。

【目的】

我が国の自動車保有台数は、平成26年12月末現在で8,100万台を超えており、自動車が国民生活にとって欠かすことのできない移動・輸送手段となっている。一方、昨年の交通事故による死者数は4,113人と14年連続して減少しており、負傷者数も70万人と10年連続で減少しているが、近年、交通事故死者数の減少幅は縮小傾向にあり、依然として厳しい状況が続いている。

また、我が国の大気環境については、近年環境基準の達成状況に改善傾向がみられるものの、二酸化窒素(NO₂)及び浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準が達成されていない地域が依然として残っている状況にある。さらに、自動車交通騒音に係る環境基準達成状況についても、近年、全体としては緩やかな改善傾向であるものの、幹線道路に近接する空間においては改善すべき余地が依然として大きく、未だ苦情も寄せられている状況にある。

このような状況の中、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車については、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められている。

また、最近では、部品の取付けや取外しによって保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている使用者も見受けられる。

このため、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することにより、不正改造についての認知度を高め、車両の安全確保・環境保全を図ることにより、国民の安全・安心の確保を確実に実現する。

【実施期間】

「不正改造車を排除する運動」は、年間を通じた運動とするが、平成27年6月1日（月）から6月30日（火）までの1ヶ月間を「不正改造車排除強化月間」（以下「強化月間」という。）とし、特に重点をおいて運動を実施する。

【実施事項】

1. 重点排除項目

- (1) 視認性、被視認性の低下を招く窓ガラスへの着色フィルム等の貼付
- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け
- (4) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのみ出し
- (5) 騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (6) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台さし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (7) 基準外のウイング（エア・spoイラ）の取付け
- (8) 不正な二次架装
- (9) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- (10) ディーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取外し
- (11) 不正軽油燃料の使用

2. 自動車整備事業者における実施事項

「不正改造車を排除する運動」のポスターを掲示する等により、自動車ユーザーに不正改造防止を周知し、不正改造車の排除に努める。

- (1) 適正な整備・改造の推進
- (2) 従業員に対する指導等
- (3) 自主点検の実施
- (4) 不正改造車に関する情報等の提供



車検・点検案内はがき「お楽しみくじ」4月分当選発表

事業場	認証	支部	事業場	認証	支部
有泉自動車工場	788	甲府東	名執モータース	774	南アルプス北
青柳自動車工業所	16	甲府西	(株) 杉野ホンダ販売	324	市川
(株) キリン自動車	411	甲府南	(有) 穂坂自動車工業	704	南巨摩南
(有) 塩部モータース	189	甲府北	中富自動車整備工場	682	南巨摩北
青木自動車商会	407	甲府北	山田自動車整備工場	856	南巨摩北
塩入自動車整備工場	487	甲府北	(株) 関東リース興業	12	東八
東洋モータース	972	甲府北	御坂自動車修理工場	165	東八
山崎自動車整備工場	157	峠北	小林自動車工業	789	東八
下井出整備工場	1035	峠北	成沢自動車	1058	東八
樽林モータース	834	韮崎	三富自動車工業	782	日下部
矢崎自動車整備工場	968	韮崎	福田オート	447	塩山
ヤザキオート	1151	韮崎	町田自動車商会	692	塩山
早川自動車整備工場	418	南アルプス南	羽中田自動車工場	162	岳麓
(有) 堀田自動車工場	669	南アルプス北	岳麓マツダ自動車(株)	292	岳麓
前沢自動車工業	749	南アルプス北	杉林モータース	786	都留

【訃報】

(岳麓支部 8-1331)

渡辺オート

代表者 渡辺 久正 様

御尊父 渡辺 国広 様 (86歳)

4月5日 ご逝去

(岳麓支部 8-927)

富士勝自動車整備工場

代表者 渡辺 芳勝 様

御令室 渡辺 みどり 様 (74歳)

4月8日 ご逝去

(岳麓支部 8-482)

天野自工(株)

代表者 天野 祐三 様

御令室 天野 登美子 様 (70歳)

4月23日 ご逝去